

地方独立行政法人京都市産業技術研究所に職員を引き継ぐ京都市の内部組織を定める条例

地方独立行政法人法第59条第2項の規定により地方独立行政法人京都市産業技術研究所に職員を引き継ぐ本市の内部組織は、旧京都市産業技術研究所条例第1条に規定する京都市産業技術研究所とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。